第九条の十第一項中「第四条第十一項、第十二項前段及び第十四項」を「第四条第十二項、第十三項前段及び第十五項」に、「同条第十一項」を「同条第十二項」に改め、同条第三項中「第四条第十一項第十一号」を「第四条第十二項第十一号」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に改める。

第九条の十一中「第四項」を「第五項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

第十五条第一項第一号中「第四条第六項」を「第四条第七項」に、「第十三項」を「第十四項」に、「同条第十一項」を「同条第十二項」に改め、同項第三号中「第四項」を「第五項」に、「第十一項」を「第十二項」に改める。

第十六条の四第二項第一号ニ中「の長」を「若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（復興特別所得税に関する省令の一部改正）

2　復興特別所得税に関する省令（平成二十四年財務省令第六号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項第一号中「第四条第四項」を「第四条第五項」に改め、同条第四項第二号中「第十項、第十一項、第十二項前段及び第十四項」を「第十一項、第十二項、第十三項前段及び第十五項」に改める。

附則第二項中「第四項まで及び第十一項」を「第三項まで、第五項及び第十二項」に、「第四条第八項」を「第四条第九項」に、「第四条第十二項前段」を「第四条第十三項前段」に改める。

（復興特別所得税に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

3　前項の規定による改正後の復興特別所得税に関する省令附則第二項の規定は、個人又は法人がこの省令の施行の日以後に支払を受けるべき同項に規定する租税条約の軽減又は免除の適用があるものについて適用し、個人又は法人が同日前に支払を受けるべき前項の規定による改正前の復興特別所得税に関する省令附則第二項に規定する租税条約の軽減又は免除の適用があるものについては、なお従前の例による。

○法務省令第十七号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）及び法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）を実施するため、法務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

法務大臣　山下　貴司

法務省組織規則（平成十三年法務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　本省	第一章　本省
第一節　内部部局	第一節　内部部局
［第一款～第六款　略］	［第一款～第六款　同上］
［第七款　訟務局（第十七条・第十八条）	［第七款　訟務局（第十七条・第十八条）
第八款　入国管理局（第十九条―第二十二条）	
第二節　施設等機関	第二節　施設等機関
第一款　刑務所、少年刑務所及び拘置所（第十九条）	第一款　刑務所、少年刑務所及び拘置所（第二十三条）
第二款　少年院及び少年鑑別所（第二十条）	第二款　少年院及び少年鑑別所（第二十四条）
第三款　婦人補導院（第二十一条）	第三款　婦人補導院（第二十五条）
第四款　法務総合研究所（第二十二条）	第四款　入国者収容所（第二十六条）
［第五款　矯正研修所（第二十三条）	第五款　法務総合研究所（第二十七条）
	［第六款　矯正研修所（第二十八条）
第三節　地方支分部局	第三節　地方支分部局
第一款　矯正管区（第二十四条）	第一款　矯正管区（第二十九条）
第二款　法務局及び地方法務局（第二十五条）	第二款　法務局及び地方法務局（第三十条）
	第三款　地方入国管理局（第三十一条）
第三款　保護観察所（第二十六条）	第四款　保護観察所（第三十二条）
第二章　外局	第二章　公安調査庁（第三十三条）
第一節　出入国在留管理庁	
第一款　内部部局（第二十七条―第三十一条）	
第二款　施設等機関（第三十二条）	
第三款　地方支分部局（第三十三条）	
第二節　公安調査庁（第三十四条）	
第三章　特別顧問（第三十五条）	第三章　特別顧問（第三十四条）